

1 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、新潟交通株式会社(以下「当社」といいます。)が企画募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ(以下「契約書面」といいます。)-本旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます。))によります。
- (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (4) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本出発のものについては、最終旅行日程表に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (5) 日本国内の空港から本項(4)の発着空港までの区間を、契約書面に記載の追加料金(または無料)で利用する場合には、この部分も旅行契約の範囲に含まれます。

2 旅行契約のお申し込み・ご予約

- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。))のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- (2) 当社らは、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めてお申し込みいただいた場合、当社らは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客様(以下「構成者」といいます。))の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は、当社らが定める日までで、構成者の名簿を当社らにご提出いただきます。なお、当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が当該団体に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (3) ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- (4) 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合がございます。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社らがご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いまたは会員番号(クレジットカード番号)を通知していただきます。この期間内、申込金を提出されない場合、または会員番号(クレジットカード番号)を通知しない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱いたします。
- (5) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様がキャンセル待ちの状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、ご予約可能となるよう手配努力する場合がございます。この場合当社らは申込金をお預かりし、当社らが、ご予約が可能となった旨を通知したときに、申込金として受領いたします。但し、「当社らが、ご予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申し出があった場合または」お待ちいただける期限までに結果としてご予約できなかった場合には、当社らは当該申込金を全額払い戻しいたします。
- (6) 本項(5)の場合、手配完了は保証されたものではありません。
- (7) 申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱いたします。

区 分	申込金(お一人)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

し、特定期間、特定コースにつきましては別途募集パンフレットまたはホームページに定るところによります。

3 お申し込み条件

- (1) 旅行開始日時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件といたします(但し一部のコースを除きます。)。なお、15歳以上20歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要です。コースによりましては、旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご参加をお断りさせていただくか、保護者の同行などを条件とさせていただきます場合がございます。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合がございます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合がございます。
- (3) 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担といたします。なお、妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加いただくことを条件といたします。但し、妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合は、健康診断書の提出が必要です。また、航空機搭乗が出産予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要です。いずれの場合も、現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者などの同行を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。
- (4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)

- はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。但し、別途条件でお受けすることもございます。
- (7) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び帰郷の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- (8) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- (9) 通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金などを提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合がございます。
- (10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合には、ご参加をお断りする場合がございます。
- (11) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合がございます。

4 旅行契約の成立時期

- (1) 第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受領した時点で成立いたします。
- (2) 第2項(5)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、かつこの時点までにお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出がなく、当社らが契約締結が可能になった旨をお客様に通知し申込金を受領した時点で成立いたします。
- (3) 電話またはご来店による事前のお申し込みまたはご予約が一切なく、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメール及び郵便などにてお申し込みまたはご予約がなされた場合は以下の時点で成立いたします。
- ①事前に申込金のお支払いがあったときは、当社らが承諾した旨の通知を発した時。
- ②事前に申込金のお支払いがないときは、当社らが申込金を受領した後に当社らが承諾した旨の通知を発した時。

5 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。
- (2) 当社らはあらかじめ本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、最低限日本発着時に利用する運送機関の名称及び便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始日の2週間前〜7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィークなど特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しする場合がございます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。)但し、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- (3) 当社らは、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (4) 本項(3)の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社らの使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

6 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加料金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8 お客様が「出発までに実施する事項

- (1) 旅券(パスポート)・査証(ビザ)について
旅行に要する旅券(パスポート)・査証(ビザ)の確認、取得はお客様の責任で行っていただきます。但し、当社らでは所定の料金を申し受け、別途契約として手続きなどの一部代行を行う場合がございます。
- (2) 保健衛生について渡航先(国または地域)によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がございますので、その確認、取得はお客様の責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp>でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について
渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がございます。お申込みの際に当社らより「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>」でもご確認ください。
- (4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更しまたは解除することがございます。外務省の「海外危険情報」

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります

が「渡航」の是非を検討してください以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止する場合がございます。その場合は旅行代金を全額返金いたします。但し、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を履行する場合がございます。この場合にお客様が旅行を取りやめられるときは、当社は所定の取消料をいただきます。

）当社らは、(1)の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社らはその責任を負うものではありません。

9 旅行代金に含まれるもの

- ）旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道など利用運送機関の運賃・料金。(コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースでは募集パンフレットまたはホームページに明示いたします。)
- ）旅行日程に明示した送迎(空港・駅・埠頭と宿泊場所間)、都市間の移動のバス・車などの料金。
- ）旅行日程に明示した観光の料金(バス・車などの料金、ガイド料金、入場料など)。
- ）旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(募集パンフレット、ホームページなどに特に別途の記載のない限り、2人部屋に2名様または3名様の宿泊を基準といたします。)
- ）旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。
- ）1名様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合は1名様20kgが原則となっておりますが、等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください。)。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいないなどの理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合がございます。
- ）添乗員同行コースの添乗員同行費用。
- ）団体行動中のチップ。
- ）上記(1)～(8)の諸費用はおお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

10 旅行代金に含まれないもの

- 第9項の他は旅行代金に含まれておりません。その一部を以下に例示いたします。
- ）超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)。
- ）クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
- ）傷害、疾病に関する医療費など。
- ）渡航手続諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・傷害疾病保険料及び渡航手続代り料金)。
- ）日本国内の空港施設使用料(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合は除きます。)
- ）旅行日程中の空港税・出国税・国際旅客航路料及びこれに類する諸税・料金(日本国内通行税を含む。)(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合は除きます。)
- ）運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)。(原油価格動向により、額が変更する場合がございます。)
- ）日本国内における自宅から発着空港など集合・解散地点までの交通費、日本国内での宿泊費など。
- ）一人部屋を使用される場合の追加代金。
- 0)希望者のみが参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)などの料金。

11 追加代金と割引代金

- 7 項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいいます。
- ）追加代金
- ①お客様のご希望により一人部屋(二人用)を1名様で使用することを保証するための追加代金。
- ②原則的に1名様または奇数人数でご参加の際に、一人部屋(シングルベッドルームまたはツインベッドルーム)使用に関わる「一人部屋追加代金」。
- ③ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- ④航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
- ⑤「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加代金。
- ⑥「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金。
- ⑦「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊代金。
- ⑧その他「○○○プラン」「○○○追加代金」とし追加代金を表示したもの。

割引代金

- ①「3名1室(トリプル)割引」などとし、1つの部屋に3名様以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金。
- ②「子供割引」など、年齢その他条件による割引代金。
- ③その他「○○○割引」とし割引代金を表示したもの。

12 旅行契約内容の変更

社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス供の中止、官公署の命令、当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供、その当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合がございます。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

13 旅行代金の額の変更

社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- (3) 第12項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

● 14 お客様の交替

- (1) お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、所定の用紙を当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお客様1名様あたり1万円をお支払いいただきます(但し、取消料対象期間外の場合を除きます。)
- (2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社らが受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当社は、コース・時期などにより当該交替をお受けできない場合がございます。

● 15 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前の解除・払い戻し
- ①お客様の解除権
- (ア)お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受け致します。

<海外旅行>

旅行契約解除の日	取消料(おひとり)	
	ピーク時に開始する旅行	ピーク時以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算して遡って40日目にあたる日以降31日目以前	旅行代金の10% (5万円を上限)	無 料
旅行開始日の前日から起算して遡って30日目にあたる日以降3日以前	旅行代金が30万円以上 旅行代金が15万円以上30万円未満 旅行代金が10万円以上15万円未満 旅行代金が10万円未満	50,000 円 30,000 円 20,000 円 旅行代金の20%
旅行開始日の前々日及び前日	旅行代金の30%	
旅行開始日当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日をいいます。

<貸切航空機チャーター便を利用する旅行>

旅行契約解除の日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算して遡って90日目にあたる日以降31日目以前	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して遡って30日目にあたる日以降21日目以前	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算して遡って20日目にあたる日以降4日以前	旅行代金の80%
旅行開始日の3日前～出発日以降	旅行代金の100%

- (イ) お客様は次の各一に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
- a 第12項に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行われたとき。但し、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- b 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d 当社らがお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (ウ) 当社らは本項(1)の①の(ア)」により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①の(イ)」により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻いたします。
- ②当社の解除権
- (ア) お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合がございます。このときは、本項(1)の①の(ア)」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (イ) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合がございます。
- a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満

- たしていないことが明らかになったとき。
- b お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e お客様の数が募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合はピーク時に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。
- f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
- g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- h お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。(ウ)当社は本項(1)の②の(イ)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の解除・払い戻し
- ① お客様の解除・払い戻し
- (ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (イ) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分に相当する代金から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。
- ② 当社の解除・払い戻し
- (ア) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合がございます。
- a お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行の継続が不可能となったとき。
- d お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。(イ)当社は本項(2)の②の(ア)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。
- (ウ) 解除の効果及び払い戻し
- 本項(2)の②の(ア)に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、本項(1)の①の(ア)によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻しいたします。
- (エ) 本項(2)の②の(ア)の a、o、j)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- 16 旅行代金の払い戻しの時期
- (1) 当社は、第 13 項の(1)(2)(4)及び第 15 項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第 19 項または第 21 項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- 17 当社の指示
- お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員または手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。
- 18 添乗員と旅程管理
- (1) 添乗員の同行の有無は募集パンフレットまたはホームページに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するため必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社(添乗員または手配代行者等を含みます。)の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。
- 19 当社の責任
- (1) 当社は、旅行契約の履行に当って、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日より起算して 2 年以内に当

- 社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本項(1)の責任を負うものではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ② 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ③ 官公署の命令。外国の出入国規制または伝染病による隔離。
- ④ 自由行動中の事故。⑤ 食中毒。⑥ 盗難。
- ⑦ 運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日より起算して 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名様につき 15 万円を限度(当社の故意または重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。
- 20 特別補償
- (1) 当社は第 19 項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が実施する海外募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、お客様またはその法定相続人に死亡補償金として 2,500 万円、入院見舞金として入院日数により 4 万円～40 万円、通院見舞金として通院日数により 2 万円～10 万円をお支払いいたします。また、所定の身の回り品に損害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」により携帯品損害補償金(15 万円を限度。但し、一個または一対についての補償限度は 10 万円。)をお支払いいたします。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他約款の別紙「特別補償規程」第 18 条 2 項に定める品目については補償いたしません。この補償金支払いの後、当社が第 19 項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当いたします。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンクライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。
- 21 お客様の責任
- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行社の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- 22 オプションルツァーまたは情報提供
- (1) 当社は、募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社企画・募集・実施のオプションルツァー」といいます。)は募集パンフレットまたはホームページなどで「企画・実施:○○旅行社」と明示いたします。当社企画・募集・実施のオプションルツァーに対する第 20 項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いいたします。
- (2) 募集パンフレットまたはホームページなどでオプションルツァーの企画・募集・実施が当社以外の現地旅行会社などである旨を明示した場合には、当社の実施する募集型企画旅行ではございません。
- ① お申し込みは原則的に現地となり、お支払いも現地になります。
- ② 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社などが定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ③ 契約の成立は、現地旅行会社などが承諾した時に成立いたします。
- ④ 契約成立後の解除・取消料については、お申し込みの際に現地旅行会社などにご確認願います。
- ⑤ 現地旅行会社等が実施するオプションルツァーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、募集パンフレットまたはホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第 20 項の特別補償規程は適用いたしますが、それ以外の責任を負いません。
- 23 旅程保証
- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(但し、次の①、②、③で規定する変更を除きます。)は、第 7 項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様にお支払いいたします。但し、当該変更について当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。)
- (ア) 天災地変。(イ) 戦乱。(ウ) 暴動。(エ) 官公署の命令。(オ) 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止。(カ) 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供。(キ) 旅行参加者の生命または

- 身体の安全確保のため必要な措置。
- ②第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- ③募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- ④本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「お支払い対象旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- ⑤本項(1)(2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。
- ⑥当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第 19 項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当社が変更保証金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1 件につき下記の率 × お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日まで にごお客様に通知し た場合	旅行開始日以降に お客様に通知した 場合
①募集パンフレット又はホームページ に記載した旅行開始日又は終了日の変 更	1.5 %	3.0 %
②募集パンフレット又はホームページ に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます)その他の旅行 目的地の変更	1.0 %	2.0 %
③募集パンフレット又はホームページ に記載した運送機関の等級又は設備の より低い料金のものへの変更(変更後 の等級及び施設の料金の合計額が契 約書面に記載した等級及び設備のそ れを下回った場合に限り)	1.0 %	2.0 %
④募集パンフレット又はホームページ に記載した運送機関の種類又は会社名 の変更	1.0 %	2.0 %
⑤募集パンフレット又はホームページ に記載した日本国内の旅行開始地たる 空港又は旅行終了地たる空港の異なる 便への変更	1.0 %	2.0 %
⑥募集パンフレット又はホームページ に記載した日本国内と日本国外との間 における直行便の乗り継ぎ便又は経由 便への変更	1.0 %	2.0 %
⑦募集パンフレット又はホームページ に記載した宿泊機関の種類又は名称の 変更	1.0 %	2.0 %
⑧募集パンフレット又はホームページ に記載した宿泊機関の客室の種類、設 備、景観その他客室の条件の変更	1.0 %	2.0 %
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうち募 集パンフレット又はホームページのツ アータイトル中に記載があった事項の 変更	2.5 %	5.0 %

- 主 1:確定書面(最終旅行日程表)が交付された場合には、「契約書面(募集パンフレットまたはホームページ)」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱いいたします。
- 主 2:1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船などごとに、宿泊機関の場合 1 泊ごとに、その他旅行サービスの場合 1 該当事項ごとに 1 件といたします。
- 主 3:③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱いいたします。
- 主 4:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用いたしません。
- 主 5:④または⑦もしくは⑧に掲げる変更が 1 乗車船などまたは 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船などまたは 1 泊につき 1 件として取り扱い致します。
- 主 6:⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用致します。

- 24 通信契約
- (1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いを受ける」ことを条件に電話、郵便、ファクシミリ、Eメール、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合(以下「通信契約」といいます。)がござい
ます。但し、当社らが提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がないなど、または業務上の理由などでお受けいたしかねる場合もございます。
- (2) 通信契約により旅行契約の締結をする際は、お申し込みに際し、申込金の提出に代えて、「お申し込みをしようとするコース名」、「旅行開始日」、「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知

- する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らが E メールなどの電子承諾通知による方法により通知する場合には、その通知がお客様に到達した時に成立するものとなります。通信契約での「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金などの支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (3) 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第 15 項(1)の①の(ア)の取送料と同額の運送料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではございません。
- (4) 当社らは通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約にしたがってお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- この場合、当社らは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。

- 25 旅行条件・旅行代金の基準
- この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット又はホームページ等に明示した日付となります。
- 26 個人情報の取扱について

- (1) 当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行者(以下「取扱旅行者」といいます。)は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※このほか、当社及び取扱旅行者会社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがございます。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らの間で、共同して利用させていただきます。当社は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがございます。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを、守秘義務契約を締結した土産物店に提供することがございます。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名などに係る個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社のお問い合わせ窓口あて、出発前までにお申し出ください。

- 27 その他
- (1) お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 事故等のお申し出について旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- (4) 子供代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 歳以上、12 歳未満の方に適用いたします。また、幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 歳未満で航空座席を使用しない方に適用し、別途ご案内いたします。但し、募集パンフレットまたはホームページ内で別に定めている場合はこの限りではございません。なお、幼児代金には滞在地上費は含まれておりません。また、幼児が航空機の座席を使用する場合は子供代金が適用になります(特別子供代金の設定のあるコースを除く。)。
- (5) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社によるマイルサービスのマイルを獲得できる場合がございますが、同サービスの登録、お問い合わせなどは原則として直接当該航空会社へ行っていただきます。また、契約書面や確定書面に記載した利用航空会社や搭乗区間などの変更によりお客様が獲得できる予定であったマイルを受けられなくなった場合でも、当社は理由の如何に関わらず第 19 項(1)ならびに第 23 項(1)の責任を負いません。また、いかなる場合でも実際に搭乗がなされなかった場合には、当該航空会社は規定によりマイルの積算を致しません。
- (6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (7) 当社所定の旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替とみなし、第 14 項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もございます。この場合には、第 15 項の当社所定の取消料をいただきます。

より安心して旅行いただくためにも、旅行中の病気や事故・盗難などに備えて海外旅行傷害保険にご加入されることをおすすめいたします。